

| | |
|---------------|---|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 10 静岡市葵区追手町5番1号 発行所 静岡市役所 編集兼発行人 静岡市長 発行日 毎月1日・随時 |
|---------------|---|

目次

規 則

- 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・3
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・4

人事委員会規則

- 静岡市職員の給料の切換えに伴う経過措置に関する規則・・・7

規 則

静岡市規則第36号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年12月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の185」を「100分の195」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

附則第7項及び第8項を削る。

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
（適用）
- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第22条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

静岡市規則第37号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年12月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。
様式第50号（その1）中

「
※事業年度を記入してください。 を
」

「
※事業年度又は課税期間を記入してください。 に
」

改める。

様式第50号（その3）備考を次のように改める。

（備考）

1 法人の市民税については、
「

| |
|-----|
| 年 度 |
| 年度 |

 を 「

| |
|--------------|
| 事業年度、連結事業年度又 |
| 自 年 月 |
| 至 年 月 |

」

「

| |
|-------|
| は計算期間 |
| 日 |
| 日 |

に替える。
」

「

| |
|-----|
| 年 度 |
|-----|

」 「

| |
|------------|
| 事業年度又は課税期間 |
|------------|

」

2 事業所税については、

| |
|----|
| 年度 |
|----|

を

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自 | 年 | 月 | 日 |
| 至 | 年 | 月 | 日 |

」

」

に替える。

様式第91号（裏）中「特別区分」の次に「(特例控除対象)」を加え、「又は日赤静岡県支部」を「、日赤静岡県支部又は都道府県、市町村若しくは特別区分(特例控除対象以外)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに制定する。

令和元年12月19日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第37号）附則第6項から第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第37号）をいう。
- (2) 旧改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第124号）をいう。
- (3) 経過措置規則 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成19年静岡市人事委員会規則第7号）をいう。
- (4) 切替日 平成19年4月1日をいう。
- (5) 施行日 この規則の施行の日をいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

イ 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

ウ 地方公務員法第28条第2項又は静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例

- 第28号) 第2条の規定により休職にされていた期間
- エ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間
- カ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第14条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
- キ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成15年静岡市条例第36号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- ク 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例(平成15年静岡市条例第37号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- (9) 復職時調整 初任給規則第38条、静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号。以下「育児休業条例」という。)第8条、公益的法人等派遣条例第6条、静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年静岡市条例第7号)第10条及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年静岡市条例第11号)第11条の規定による号給の調整をいう。
- (10) 人事交流等職員 切替日以後に、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他静岡市人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- (改正給与条例附則第6項に規定する人事委員会規則で定める職員)

第3条 改正給与条例附則第6項の規定による人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 施行日以後に初任給基準異動をした職員
- (2) 施行日以後に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、施行日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 施行日以後に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- (5) 施行日以後に初任給規則別表第1(1)行政職給料表級別職務分類表に定める5級、6級、7級又は8級にその職務の級を決定された職員(任用の事情を考慮して任命権者が定

める職員を除く。)

(6) 施行日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会が定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以後にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第24条又は初任給規則第26条において準用する初任給規則第24条の規定並びに旧改正給与条例附則第9項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額

(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（施行日以後に降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に初任給規則第22条の規定並びに旧改正給与条例附則第9項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給規則第38条又は育児休業条例第8条若しくは公益的法人等派遣条例第6条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 育児短時間勤務を始めた日の前日に受けていた改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による調整給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤

務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による調整給料月額

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会が定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に初任給規則第16条の規定並びに旧改正給与条例附則第10項及び経過措置規則第5条の規定により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める額）と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる給料の額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額を、改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第4条及び第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。